

# 安心サービス提供契約書

社会福祉法人 至誠学舎立川(以下「甲」という)と (以下「乙」という)とは、  
甲乙間の 年 月 日付「入居契約」(以下原契約という)に付帯  
して、賃貸借の目的である高齢者フラット 楽におけるつぎのサービス(以下「本件サービス」という)  
を必ず提供することとし、次のとおり契約を締結する。

## 第1条(目的)

甲は、乙に対して本件サービスを提供することを約し、乙は、本件サービスの対価として第3条の  
サービス料金を甲に支払うことを約する。

## 第2条(本件サービス)

甲が乙に提供するサービスは次の各号のとおりとし、サービス内容の詳細は別表に記載する。

1. 名称:安心サービス

2. サービス内容

・安心コール ・介護サービス等の相談 ・不在時対応サービス ・災害時対応サービス

\* 安心コールにおける緊急通報システムは、居室及びトイレ・お風呂の緊急コールボタンである。

なお、介護事業所や医療機関と連携する場合にも、入居者は、連携先以外のサービス事業者のサービス  
(介護保険サービス、医療サービス等)を自由に選択することができる。

## 第3条(サービス料金)

1. サービス料金は、月額金 2,000 円とする。

2. 乙によるサービス料金の支払時期・方法については、原契約第4条及び第5条  
(賃料及び共益費の支払い条件)の規定を準用する。

3. 身元引受人は、甲と連携して、本契約から生じる乙の債務に関する支払方法の協議、サービス継続  
の有無の協議を行う。

## 第4条(契約の有効期間及び解除)

本契約の有効期間は、原契約と同一とし、事由の如何を問わず原契約が終了したときは、本契約も  
終了する。また、原契約第10条(契約の解除)に該当した場合、及び本サービス料金の支払いを  
引き続き2ヶ月以上怠ったとき、甲は本契約を解除することができる。

## 第5条(秘密保持)

甲は業務上知りえた乙、その家族、及び代理人等に関する秘密、個人情報については、乙又は他の入居者  
の生命、身体、財産等に正当な理由がある場合を除き、契約中、及び契約終了後においても第三者に漏らす  
ことはできない。

2. あらかじめ文書により乙、又は利用者代理人の同意を得た場合、前項の規定にかかわらず、一定の条件  
の下で情報を提供することができる。

## 第6条(協議事項)

本契約に定めのない事項及び本契約の解釈について疑義を生じた事項については、甲乙誠実に協議  
して解決する。

## 第7条(損害賠償)

甲は、安心サービスの提供に伴って、甲の責めに帰すべき事由により乙の生命、身体又は財産に損害を  
及ぼした場合は、乙に対してその損害を賠償します。

以上、本契約締結の証として本書3通を作製し、甲及び乙、身元引受人がそれぞれ署(記)名  
捺印の上、各一通を保管する。

年 月 日

甲 住所 東京都立川市錦町6-28-15  
氏名 社会福祉法人 至誠学舎立川  
常務理事 旭 博之 (印)

乙 住所  
氏名 (印)

身元引受人 住所  
氏名 (印)

<別表>

サービス内容の詳細(第2条)は以下のとおり。

[ 安心サービス ]

①	安心コール	緊急呼び出しがあった場合の各部屋への駆けつけ、つぎのとおり対応いたします。 ア.ご入居者に事情をお聞きし、必要に応じて身元引受人等へのご連絡を行います。 イ.緊急性を要する場合は、「119番通報」を行います。 ウ.緊急呼び出しの通報がなくても「食事の提供時間を過ぎている場合」はお電話するか、お部屋に行き安否を確認させていただきます。その際、「入居契約書第17条」(物件への立入り)に該当する場合(救護が必要と認められた場合等)はお部屋に入り対処します。また、食事を申し込まれていない日については、原則として1日1回以上電話、部屋への訪問等を通じて安否の確認を行います。但し、外出・外泊されている場合を除きます。
②	生活相談及び介護サービス等の相談	ア.入居者が日常生活を支障なく営むことができよう to 各種の相談を承ります。(電化製品の取扱い説明・生活物資の販売店情報の提供など) イ.将来介護が必要になった場合、介護サービス等の利用について相談を承ります。
③	不在時対応サービス	不在時の宅急便や郵便配達物等の取次ぎ。 (9:00から17:00まで) クリーニング物のお預かり、引渡し。 (9:00から17:00まで)
④	災害時対応サービス	災害発生時等の入居者に対する避難誘導の実施。 身元引受人等への連絡。
[本件サービスに係る職員の配置] ・至誠ホーム ミナナの施設1階の事務所等に勤務する社会福祉法人の職員が本件サービスに対応する。 勤務する職員数は、平日の日中(9:00-17:00)1名以上、土日祝日(9:00-17:00)は1名。 ・夜間は緊急呼び出しに法人の宿直職員が対応する。		
[要望・苦情等についての相談窓口] ・電話:042-527-0374 (受付時間/午前10:00~午後4:00) ・担当:至誠ホーム利用者相談委員会事務局		